

## 文化芸術応援事業「トモシビ・プロジェクト」に関わるQ&A集

	質問	回答
事業目的	どのような事業目的なのか	新型コロナウイルス感染拡大の影響により、活動の自粛を余儀なくされた文化芸術活動の再開・継続を支援するとともに、県民の皆様が在宅で文化芸術に触れられる機会を提供することを目的としています。
事業対象	どのようなジャンルやテーマが対象となるのか	文化芸術のジャンルやテーマは問いません。 ※文化芸術基本法第8条から第13条を参考にご覧ください。 (参考：文化芸術基本法（文化庁Webサイト）) <a href="https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunka_gyosei/shokan_horei/kihon/geijutsu_shinko/index.html">https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunka_gyosei/shokan_horei/kihon/geijutsu_shinko/index.html</a>
	プロの芸術家の基準はどのようなものか	新型コロナウイルス感染症流行以前から継続して、文化芸術活動を行っている者で、不特定多数の観客に対し対価を得て公演・展示等を行う者及び当該公演・展示等の制作に携わっている者としています。
	活動を自粛せざるを得ないプロの芸術家について、証明書などの提出は必要か	申請書に記載した活動実績の中で、過去5年間（令和3年7月1日から遡及）の活動実績のうち2公演分に関する契約書、領収書、チラシ等活動実績を証明する書類を提出してください。また、申請書に新型コロナウイルス感染症拡大に伴う活動への影響について具体的に記載いただきます。
	新型コロナウイルス感染症流行以前から継続してプロとして活動しているかについて証明書などの提出は必要か	応募時に直近5年以内の活動履歴について記載していただくとともに、申請書に記載した活動実績の中で、2公演分に関する契約書、領収書、チラシ等活動実績を証明する書類を提出してください。当該活動履歴から継続して活動していることを判断します。
	直近1年間はプロとして活動を休止していたが、対象となるか	新型コロナウイルス感染症流行以前から継続して文化芸術活動を行っている者で、不特定多数の観客に対し対価を得て公演・展示等を行う者及び当該公演・展示等の制作に携わっている者を要件の一つとしています。また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に伴い、活動を自粛せざるを得ないプロの芸術家も要件の一つとしています。

	募集要項上対象とならない人もグループに参加することは可能か	参加は可能ですが、出演相当料の支給の対象とはなりません。	
	動画への出演者が10名以内であればよいのか	新型コロナウイルスへの感染防止のため、動画作品への出演や制作に関わるスタッフ、募集要項上対象とならない方など動画作品の作成に関わる全ての方を含めて10人以内としています。	
	複数の応募、複数のグループに参加することは可能か	同一人が複数の応募を行い、又は別に応募を行うグループの一員になることはできますが、出演相当料の支払いの対象には1度のみ対象となります。	
	グループの構成員は必ず動画に登場しなければならないか	本事業の対象者には、スタッフ等の方も含まれますので、動画の作品中に登場しなくても差し支えありません。ただし、出演者のうち1人以上は動画に出演してください。	
事業対象	県内を主な活動拠点にしていることについて証明書などの提出は必要か	応募時に県内を主な活動拠点にしていることが分かるよう活動履歴について公演・展示などの会場などを含めてできるだけ具体的に記載してください。	
	対象者の国籍について制限はあるか	県内居住者又は県内を主な活動拠点（自身に関わる公演・展示等の活動の過半が県内で行われていること）を満たしている場合、国籍は問いません。	
	対象者の年齢について制限はあるか	不特定多数の観客に対し対価を得て公演・展示等を行う者及び当該公演・展示等の制作に携わっている者を満たしている場合、年齢制限はありません。	
	ピアノ教室などにより生計を維持している場合対象となるのか	不特定多数の観客に対し対価を得て公演・展示等を行う者及び当該公演・展示等の制作に携わっている者を要件の一つとしていますので、この要件に該当するかどうかで判断されます。	
	法人や営利企業は対象となるか	対象とはなりません。	
	法人に勤務している者が個人的にスタッフとして活動している場合は対象となるか	対象とはなりません。	
	宮城県や宮城県文化振興財団から補助金、助成金の交付を受ける事業・企画を提出してもよいのか。	不可能です。	
	企 推 画 奨	推奨企画として、技術スタッフの参加や公共施設、ライブハウス等での撮影とあるが、どのような利点があるのか。	申請書の審査の過程で評価されます。

審査	どのような観点で審査が行われるのか	審査は外部の有識者等も加わり募集要項7及び応募規約などに基づく要件を満たしているかについて行います。なお、応募順が審査に影響を及ぼすことはありません。
動画作品	動画作品に関わる著作権はどのような処理となるのか	著作権など権利関係については、応募者ご自身でご対応いただきます。なお、応募作品の著作権は全て応募者に帰属します。
	既にWeb上（Youtubeなどの動画配信サイト）で配信している動画作品や、公表している作品を新たに演奏し動画作品として制作することは可能か	既にWeb上で配信している動画作品は不可能です。但し、既存の作品でも未発表のものは可能です。また、今回新たに演奏などを行う場合は可能です。
	応募時に企画した動画作品と、違う内容の動画作品を作成し提出することは可能か	不可能です。なお、やむを得ない事情により内容を変更する場合は事前に事務局まで御連絡願います。
	動画作品を自身で公表、販売することは可能か	Webサイトに掲載後であれば可能です。しかし、販売活動を主な目的とする作品は対象外となります。
	動画中に自己の活動をPRすることは可能か	可能です。クレジットタイトルを表示していただいても差し支えありません。しかし、自己の活動の宣伝や告知を主な目的とする作品は対象外となります。
支出	出演料相当の10万円は源泉徴収されるのか	本事業でお支払いする出演料相当は、源泉徴収の対象です。所定の税率により源泉徴収した金額を振込みます。なお、一定の要件を満たす方については、確定申告により還付される場合もあります。詳しくは税務署にお問い合わせください。
	出演料相当として一人当たり最大10万円とあるが、10万円とらない場合はどのような場合か	募集要項4（1）口の資料を提出することができない照明や音響、撮影等に関するスタッフは、支払額が5万円となります。 （プロの芸術家のように公演チラシで活動の証明が困難なスタッフを配慮することとしました。）